

2024年10月15日

各位

会社名 株式会社エヌ・ピー・シー  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 雅文  
(コード番号: 6255 東証グロース)  
問合せ先 専務取締役 廣澤 一夫  
(TEL 03-6240-1206)

## 従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年11月5日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 23,805株
(3) 処分価額	1株につき882円
(4) 処分総額	20,996,010円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社従業員9名 23,805株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本日開催の取締役会において、所定の要件を満たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、金銭債権合計20,996,010円、本自己株式処分として当社の普通株式23,805株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は2024年11月5日（処分期日）から2027年9月30日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間の間、継続して当社取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に死亡、その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象従業員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2024年10月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である882円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上